

進む 行財政改革

3月定例会

3月定例会は、3月8日から30日までの23日間開かれ、平成17年度一般・特別会計当初予算をはじめ、平成16年度一般会計補正予算など34の議案が審議され、33議案を可決し、1議案を否決しました。

そのほか陳情1件を採択、教育委員の人事案件を同意、発議2件を可決しました。また、4人の議員が一般質問を行いました。

行財政改革に伴う議案7件

否決 大崎町消防団員の給与に関する条例改正

町の行財政改革に伴う議案7件については、昨年12月定例会で設置された「行財政改革問題調査特別委員会」（後 迫哲矢委員長）で審議を行いました。

大崎町消防団員の年額報酬の5%削減の条例の改正については、住民の生活を守る消防団としての仕事の特殊性や近年、団員減少の傾向等もあることから否決となりました。

今回の議会で次のようなことが決まりました。

● 旅費の見直し

町職員、議会議員の旅費の見直しを行うもので、町4役と職員とに区分があった日当、宿泊料を職員に統一し、日当の額についても見直しを行いました。旅費の見直し効果として、520万円ほどが見込まれます。

● 税務手当の廃止

職員が町税の賦課または徴収に関する事務を行った場合に月千円の税務手当がありました。これを廃止します。

● プールの使用料一律200円に

町営プールの使用料が今まで大人200円、小人100円となっていました。昭和60年に設定された金額であることや、維持管理費の収入と支出のバランスを考えたものです。

● 各種委員の報酬及び費用弁償の見直し

各種審議会、委員会等の委員の月額及び日額の報酬額を一律5%削減するものです。また、出会に伴う日当額についても約半額程度に減額を行いました。